

令和3年生駒市農業委員会第10回定例会会議録

会議主管課 農業委員会事務局

会議開催日時 令和3年10月12日(火)午後2時00分

会議開催場所 市役所 4階 大会議室

出席者 議長 10番 中本 真人

農業委員会委員

1番 辻 英雄 2番 山本 利昭

3番 中井 啓二 4番 西口 まゆり

5番 池田 憲央 6番 北村 由子

7番 中谷 佳津代 8番 山田 義美

9番 染岡 政明

農地利用最適化推進委員

平尾 正隆 松尾 克巳

北本 光美 中尾 正人

井山 茂 奥野 通孝

高枝 敏治

説明者 事務局 局長 植島 秀史 局長補佐 杉原 廣重

主幹 有山 清隆 主 査 増本 量俊

傍聴者 1名

議事次第

報告事項

1. 農地法第3条の3の規定による受理通知について
2. 農地法第5条第1項第7号の規定による受理通知の取り消しについて
3. 農地法第5条第1項第7号の規定による受理通知について
4. 農地法施行規則第53条第14号による届出について
5. 農地転用事実に関する照会について

その他

配布資料

- 本日の定例会議の「議案」及び「位置図」
- 推進委員の定数上限の緩和について
- 官報第568号(抜粋)
- ドローンの利用について
- 農政なら(配布のみ)
- 「秋の青空市場」さつまいも掘り
- 親子ふれあい農業体験学習「野菜づくり」収穫体験概要説明

○補佐 出席者数による会議の成立を確認

傍聴人 1名

生駒市農業委員会会議規則第7条の規定により中本真人議長に議事進行を依頼

○議長 開会宣言

議事録署名委員の指名

1番 辻 委員、2番 山本 委員、3番 中井 委員

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による受理通知について」

〔報告読み上げ〕

この届出は、許可が不要な権利取得、主なものとして相続、時効取得だが、そのような事由による権利の移動があった場合、本条に基づく届出を義務づけることにより、農業委員会が権利の移動を知り、その機会を捉えて、農地の適正かつ効率的な利用のための措置を講ずることができるようにするためのものである。

No. 1～3については、相続により所有権等を取得された農地について届出されたものである。これら3筆は公簿上の地目が田ではなく宅地だが、昭和59年7月6日現況証明手続きにより農業委員会にて農地の認定を受けたもので、農地台帳に登載された。今般相続があったため、農地法第3条の3手続きを案内したものである。

報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による受理通知の取り消しについて」

〔報告読み上げ〕

この報告は、農地法第5条第1項第7号に基づき、令和3年5月21日に手続きがあったが、取り消し願いがあったものである。

No. 1の申請地については、地図番号(1)で、山崎浄水場の西約100mに位置する山崎町内の農地である。所有者の氏名、住所等に誤りがあったため、取り消し願いと共に、農地法第5条第1項第7号に基づく農地転用の2度の届出があった。

報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による受理通知について」

〔報告読み上げ〕

この報告は、農地法第5条第1項第7号に基づき、市街化区域内農地の転用について、提出されたもので、権利の設定、移転が伴う農地転用である。

No. 1の申請地については、地図番号(1)で、報告第2号の通り、山崎浄水場の西約100mの

ところに位置する山崎町内の農地である。資材置場を目的として、農地転用の届出がされたものであり、報告第2号の訂正の上、再提出があったものである。

No. 2～4の申請地については、地図番号(2)で、萩の台住宅地から西北西約400mのところに位置する小平尾町地内の農地である。宅地分譲および資材置場を目的として転用の届出がされたものとなる。この農地は報告第1号にもあったように、昭和59年7月6日現況証明手続きにより農業委員会にて農地の認定を受け、農地台帳に登載されていたため、転用手続きを指導していた案件である。

No. 5の申請地については、地図番号(3)で、緑ヶ丘中学校東約400mのところに位置する緑ヶ丘地内の農地である。この区域を含めた宅地開発予定があるが、それに先駆けて地質調査を行うため、ボーリング・作業ヤードを目的として、農地の一時転用の届出がされたものである。この転用はすぐに終了するが、いずれ宅地開発について再度転用手続きがある見込みである。

報告第4号「農地法施行規則第53条第14号による届出について」

〔報告読み上げ〕

農地法第5条の許可申請承認では、所有権の移転や賃借権・使用貸借権の設定のある農地転用のうち、市街化調整区域の転用については奈良県知事の許可が必要だが、同じ農地法第5条1項7号の中で、農林水産省が農地法施行規則第53条で定める事業については例外とする旨の規定が設けられている。

この53条の第14号で、認定電気事業者が有線電気通信のための線路、空中線、支柱、中継施設、道路、敷地等を利用する目的の転用を定めており、許可が必要ではない。具体的には事業者が県と協議し、転用事業を進めることができる。以前は事業者が県に直接協議を申し入れていたが、令和2年度以降は市の農業委員会事務局で受け付け、点検した上で県に提出することとなった。

No. 1、2については地図番号(3)で、高山大橋の西に約400mのところに位置する高山町地内の農地の農地1筆および農地1筆の一部である。携帯電話エリアサービスのための通信設備設置ということで事業者から永久転用の届出があった。

報告第5号「農地の転用事実に関する照会について」

〔報告読み上げ〕

この報告は、現況、農地性が無いものを他の地目に変更するため、法務局に地目変更申請がなされた場合、法務局から農業委員会に照会があった事案

No. 1～2、9～10については昭和年代から、宅地として利用してきた農地、No. 3～5、7については10年以上前から、公衆用道路として利用してきた農地、No. 6、8については10年以上前から駐車場つまり雑種地として利用してきた農地である。

以上で報告を終了

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 その他についての説明を事務局に依頼

○局長 資料「農業委員会等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する」(令和三年九月三日 内閣総理大臣菅 義偉)について説明

生駒市は転用や山林化で農地が減少しており、600名を割っても推進委員の数は減らさなくてもよいということがこの改正によるメリットである。

ドローンの活用について

農政部局である農林課でため池、鳥獣害対策、農地の調査などのため、小型無人航空機ドローンに関する要綱を定め、導入をすることとなった。農業委員会の現地調査でも活用していきたい。

(ドローンの活用について説明)

<女性委員むけ案内>

○令和3年度農業者年金加入推進特別研修会

1. 日 時 令和3年11月18日(木) 13:30～16:30
2. 場 所 奈良県農業研究開発センター 交流サロン棟 研修室A

<女性委員むけ案内>

○令和3年度「女性の農業委員会初任者委員のための研修会」

(なら農業委員会女性委員の会議長)

1. 日 時 令和3年11月9日(火) 13:30～15:30(予定)
2. 場 所 市役所の会議室(オンライン開催予定)

○芋ほり(「秋の青空市場」の中で開催)

例年の農業祭が縮小となり「秋の青空市場」という名前に変わった。農業委員会としてはさつま芋掘りを開催する。

日時 令和3年10月31日(日)9時30分～(予備日なし)

場所 北コミュニティーセンター西側畑

<検討事項>

・衆議院議員選挙、悪天候、残った芋等に関する調整

○親子ふれあい農業体験(野菜作り)

日時 令和3年11月6日(土) 9時30分～(予備日 11月7日(日))

場所 小明町農地

<検討事項>

・悪天候等に関する調整

○議長 次回の日程についての説明を事務局に依頼

○補佐 次回の日程について

定例会 11月12日(金)午後2時 401・402会議室

現地調査 11月5日(金) 11月4日(木)までに同行いただく委員に連絡する。

○議長 閉会宣言

午後4時11分閉会

農業委員会等に関する法律第27条の規定により、令和3年生駒市農業委員会第10回定例会の議事録を作成し、ここに署名する。

議席番号 1番 辻 英雄

議席番号 2番 山本 利昭

議席番号 3番 中井 啓二
